

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 100 号）について

※令和 7 年 11 月 28 日公布

1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の一部改正により、匿名障害児福祉等関連情報（改正法の規定による改正後の法第 33 条の 23 の 3 第 1 項に規定する匿名障害児福祉等関連情報をいう。以下同じ。）の第三者提供の仕組みが法定化され、当該第三者提供に係る手続や、匿名障害児福祉等関連情報の提供を受け利用する者が講ずるべき安全管理措置に係る規定等が設けられ、これらに関する規定は令和 7 年 12 月 1 日より施行される。
- 本内閣府令案は、改正法の一部の施行に伴い、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）において、内閣府令で定めることとされた事項を定める等の改正を行うものである。

2. 改正の概要

① 障害児福祉等関連情報に係る本人

匿名障害児福祉等関連情報を作成する際に、識別することができないようにする障害児福祉等関連情報に係る本人は、特定の障害児、障害児の保護者、医師その他の障害児福祉等関連情報によって識別される特定の個人と定める。

② 匿名障害児福祉等関連情報の作成の方法に関する基準

匿名障害児福祉等関連情報の作成の方法に関する内閣府令で定める基準について、障害児福祉等関連情報に含まれる特定の本人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること等と定める。

③ 匿名障害児福祉等関連情報の提供に係る手続等

匿名障害児福祉等関連情報の提供を受けようとする者（以下「提供申出者」という。）の手続について、提供申出者の名称等及び匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う者の氏名等を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、こども家庭庁長官が必要と認める資料を添付して、こども家庭庁長官に提出することにより、匿名障害児福祉等関連情報の提供の申出をしなければならないこと等と定める。

④ 匿名障害児福祉等関連情報の提供申出者の範囲等

改正法の規定による改正後の法第 33 条の 23 の 3 第 1 項第 3 号の内閣府令で定める者について、民間事業者又は匿名障害児福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務を実施するために、補助金等の交付を受けている者であって、関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者等に該当しない者と定める。

⑤ 匿名障害児福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務

改正法の規定による改正後の法第 33 条の 23 の 3 第 1 項第 3 号の内閣府令で定める業務について、障害児の福祉の増進等に関する施策の企画及び立案に関する調査等であつて、匿名障害児福祉等関連情報を利用して行った分析の成果物が公表されること等に該当すると認められるものと定める。

⑥ 連結して利用することができる状態で提供することができる情報

匿名障害児福祉等関連情報と連結して利用することができる状態で提供することができるものは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する匿名医療保険等関連情報等と定める。

⑦ 安全管理措置

匿名障害児福祉等関連情報の安全管理のために必要かつ適切な措置は、組織的な安全管理措置（適正管理に係る基本方針を定めること等）、物理的な安全管理措置（匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う区域を特定すること等）等と定める。

⑧ 国民健康保険団体連合会等への委託

改正法の規定による改正後の法第 33 条の 23 の 10 の内閣府令で定める者は、同条に規定する事務を適切に行うことができる者としてこども家庭庁長官が認めた者とする。

⑨ 手数料に関する手続等

こども家庭庁長官は、匿名障害児福祉等関連情報を提供する場合には、提供申出者に対し、匿名障害児福祉等関連情報の提供に係る手数料の額及び納付期限を通知するものとし、当該通知を受けた者は、納付期限までに手数料を納付しなければならないこと等を定める。

⑩ その他所要の改正

①から⑨までのほか、所要の規定の整備を行う。

4. 施行期日等

- この命令は、令和 7 年 12 月 1 日から施行することとした。